

CLAIR REPORT

韓国における地方自治の情報化

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 156 (February 20, 1998)

Council of Local Authorities
for International Relations



財團
法人
自治体国際化協会

〒102 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング19階
TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346

目 次

はじめに	1
第1章 情報化促進の基盤造成	2
第1節 國家機關電算網	2
第2節 情報化促進基本法の制定	2
第3節 「情報化宣言」（國家競爭力強化施策）	4
第2章 これまでの地方自治の情報化推進	10
第1節 地方行政の電算化	10
第2節 地域の情報化	11
第3章 地方自治情報化推進施策	13
第1節 地方自治情報化促進の条件整備	13
第2節 情報化促進のための電算開発	14
第3節 地方行政総合情報網（MOHA-NET）の高度化	15
第4節 標準化を通した電算支援の共同活用の促進	15
第5節 行政電算網の改善・変更	16
第6節 地域均衡発展のための地域情報化の支援	17
第7節 国家情報化関連事業計画	18
第4章 広域自治団体の情報化推進－ソウル市を例に－	20
第1節 市政情報化の現況（96年3月）	20
第2節 市政情報化の推進	21
おわりに	24
用語解説	25
資料編	28
参考文献・参考資料	36

はじめに

韓国では1995年6月27日の地方自治団体長選挙以降、本格的な地方自治体制の幕が上がった。地方化の波は情報化、国際化の波と重なって大きなうねりを起こしている。

韓国においても情報化の流れは早く、「1979年末の電話はわずか24万台、100人当たり6.3台に過ぎなかった」とは思えないほどである。

韓国政府は国家社会全般の情報化推進と情報通信産業を効率的に推進するために1996年1月「情報化促進基本法」を制定・施行した。また同基本法に基づく「情報化推進基本計画」と部別の細部実行計画を樹立したところであり、1996年10月14日には青瓦台（大統領府）での情報化推進拡大会議で「国家経済力強化のための情報化戦略」を宣言するに至った。

これまでも情報化基盤での整備は国家が推進し、地方自治体においては行政事務の電算化を中心であったが、新たに地域の情報化を地域の活性化と国家の均衡発展として位置付けて推進している。

本レポートでは大統領の強力なリーダーシップによる情報化の取り組みと自治体レベルによる情報化の取り組みについて紹介する。

なお、本文中1900年代の表記を簡略化した。例えば1996年であれば96年と表記した。また説明を要すると思われるものについては番号を振り、用語解説をつけた。さらに参考としてデータ等資料編としてまとめたのでご活用されれば幸いである。

最後に本レポート作成にあたり、資料提供等していただいた内務部、ソウル市等の関係者及び一部翻訳の労を取ってくれたクレアソウル事務所の嚴泰浩調査員、朴英蘭調査助手に感謝したい。

第1章 情報化促進の基盤造成

第1節 国家機関電算網

80年代初めから先進国家は、情報社会を指向して国家レベルの支援を加速化していたが、韓国は社会全般的に情報化の促進が不十分であり、国内情報通信産業も初期段階にあった。

これと同じ状況で情報社会への変化という世界的趨勢に応じるため、国家機関電算網事業を汎国家的戦略事業として推進しようと、86年に「電算網普及拡張と利用促進に関する法律」を制定して、電算網調整委員会を構成し、87年から行政網、教育研究網、金融網、公安網、国防網の5大電算網を中心に電算化事業を本格的に推進した。

この主要な成果は、第一に住民、土地、金融等国家管理に必要な重要情報をデータベース化し、第二に民願¹⁾業務処理期間の短縮に行政の能率を向上させ、第三に国産主電算機の開発等情報産業の育成と支援をし、第四に情報化に対する認識を広げ情報化の基盤を造成した点等を挙げることができる。

第2節 情報化促進基本法の制定

情報化を促進し情報通信事業の基盤を造成して、超高速情報通信基盤の構築事業を汎国家的に一貫性を持ち効率的に推進するため、「情報化基本推進法」が95年8月に公布された。

これにより「情報化促進基本計画」を樹立した。主要な内容を簡単に見てみると、まず目標とするものは情報化促進、情報通信産業の基盤造成、情報通信基盤の高度化で国民生活の質の向上と国民の経済発展である。このため政府の情報化促進基本計画及び実践計画を樹立するようにして、情報化促進計画に関する政策等の調整・審議のために国務総理を委員長とする「情報化推進委員会」を構成し、「情報化促進基金」を設置・運営するようにした。この基金は超高速情報通信基盤の構築及び利用の活性化はもちろん、国家社会の情報化事業の促進等に運用される。

さらに同計画では96年から2010年まで世界最高の情報化の実現を目指にまず第一段階で10大重点課題を重点推進するようにした。その内容は、

- ①小さいが効率的な電子政府の具現、
- ②情報社会の人材育成のための教育情報化基盤の構築、
- ③知識基盤の高度化のための学術・研究情報の利用環境の造成、
- ④産業情報化促進を通じた企業の経済力強化、
- ⑤情報化を通じた社会間接資本施設の活用度の引き上げ、
- ⑥地域均衡発展のための地域情報化の支援、
- ⑦情報技術を活用した医療サービスの高度化、
- ⑧快適な生活のための環境管理の情報化、
- ⑨災難・災害に準備した国家安全管理情報システムの構築、
- ⑩先進外交・国防情報体系の確立、

等である。この計画による各所管部別に細部推進計画を樹立して推進中である。

96年5月1日、金泳三大統領は第2四半期の国家科学技術諮問会議主宰した席上、情報化を国政の最優先政策目標と明らかにした。これにより大統領が主宰する「情報化促進拡大会議」

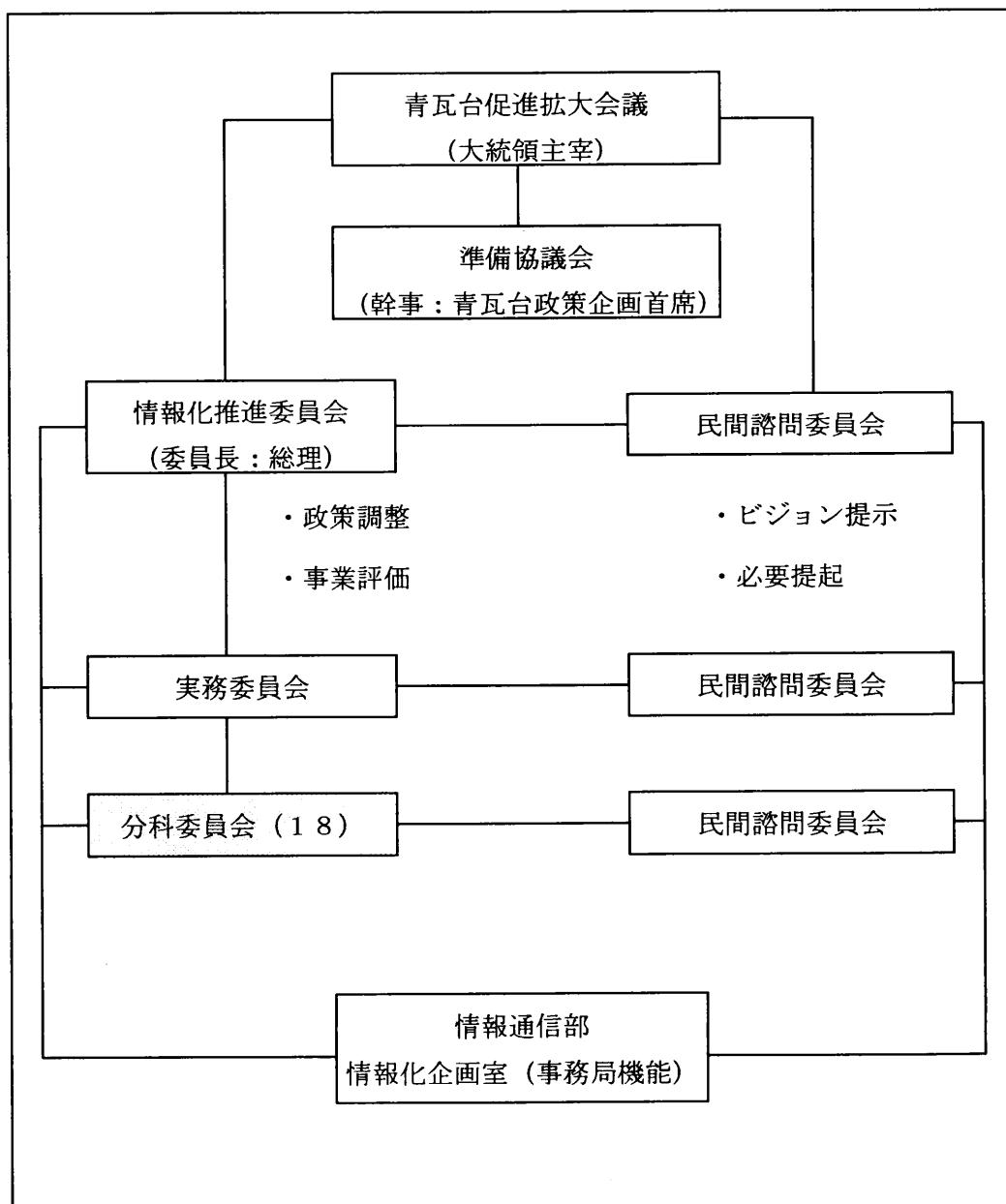
を開催して、政府内の情報化担当組織を作り、汎国家的な情報化推進体系を整えて、情報化と関連する民間投資の促進のため規制を思いきって撤廃することを指示した。

これと関連して政府は総理室の傘下に「情報化推進委員会」を設置する一方で青瓦台（大統領府）秘書室内に「情報化担当秘書官」を置く方針である。これを後押しするため国家科学技術諮問会議では‘情報化促進5大政策課題’として

- ①国家情報化推進体制補強、
- ②全国民の情報化への参加誘導、
- ③情報科学技術の振興とソフトウェア産業の育成、
- ④民間情報化の活性化支援、
- ⑤超高速情報通信基盤の早期構築、

等を提示した。（図1参照）

図1 政府の情報化推進新体制



第3節 「情報化宣言」（国家競争力強化施策）

金大統領は96年10月14日、青瓦台（大統領府）に李壽成総理、康奉均情報通信部長官をはじめ国務委員らと全国の市・道知事等120余名を集め、第一次情報化推進拡大会議を主宰した。その席上で、金大統領は国家経済力の向上と国民生活の質の改善のために情報通信事業を21世紀の主導産業として育成することを目的とした「国家経済力強化のための情報化戦略構想」を発表した。さらに『情報化それ自体が国家競争力であり、核心手段』であると宣言した。

（いわゆる「情報化宣言」）

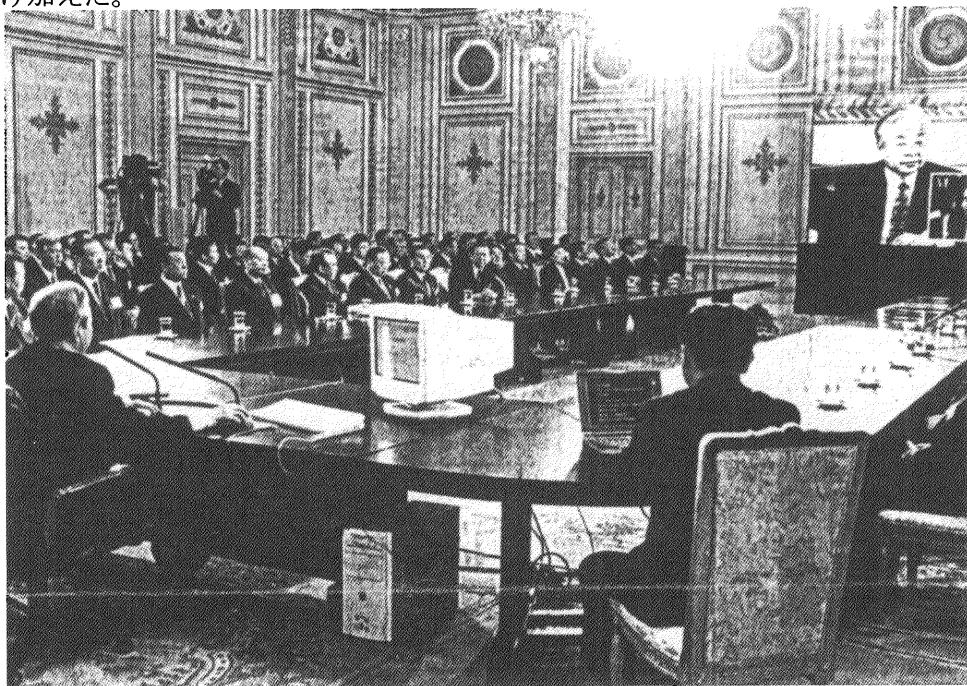
金大統領は国家経済力強化のための情報化戦略として、

- ①政府の情報化の実践先導、
- ②競争力を高める核心分野に対する情報化の優先投資、
- ③産業化による問題解決、
- ④ソフトウェアと映像産業の育成、
- ⑤情報化推進基盤の整備、
- ⑥統一準備の情報化推進、

等6大課題を推進するとした。

金大統領は「映像産業をはじめとする情報通信産業を21世紀の主導産業として育成するための総合対策を準備する」として「世界水準の技術が確保されるように専門家を養成する等制度的措置を準備し、ベンチャー産業の支援、外国の超一流企業の誘致等情報産業に適した企業環境を造成する」とともに、「政府の情報化を実現することで政府内の能率を高め、国民生活の質を向上させる生産性の高い政府を実現するために政府運営に情報化の概念を導入する」と話した。

さらに金大統領は、「韓国経済は国内総生産対比の物流費用の負担が先進国の2倍水準に達する高費用構造」だと指摘、「物流の情報化等国家経済力の核心となる分野で情報化投資を優先する」と付け加えた。



第一次情報化推進拡大会議

1 「情報化宣言」の意味と背景

情報化宣言は科学技術と情報化はその推進過程が1年遅れれば、その結果は数十年の差異が出て先発国に追い付くこともそれだけ難しくなるという現実的な必要から出発した。

金大統領もまた国家元首として情報化推進の必要性と推進による強力な意志を明らかにし、6大実践課題を提示し、「国家経済力の核心となる分野の情報化投資を優先する」と約束した。

この情報化宣言は、競争国であるシンガポール等に比べて遅れた感がある。しかし糸余曲折の末に発表されたものではあるが、行政と経済、教育、国家安保をはじめとして国家全般にわたる国家経済力の強化が切実に要求される時点で発表したという点で幸いなことであるといえる。

特に高費用・低効率構造で韓国経済が難しい局面に差し掛かっており、「10%経済力アップ運動」を広げている状況であるだけに、金大統領のこのような情報化構想は時宜適切であったと評価できる。

情報化施策ではこれまで各政府部處でそれぞれの成果がある分野もなくはない。しかし今回の宣言ではこのような各々分散した中・長期的形態の課題を体系化することで、これから全体的な作業が加速化する契機となると思われる。

李閉範青瓦台政策企画首席は「我が国は先進国に比べて情報の統合管理が不十分で体系的な対応が足りなかった」と話し、このような情報化構想の発表背景を説明した。

李首席はまた「これまで民間では比較的活発であったが、政府部門の情報化が大きく遅れたことは事実」であるとし、これから政府部門に対する集中的な投資と管理が行われることをほのめかした。

しかし、問題は2015年まで約45兆ウォンが投入されなければならず、その内の96%くらいを民間から調達しなければならないという現実的な難しさが残っているが、それに劣らず必要なことは政府の強力な推進意志である。

2 主要内容

政府は韓国経済に積り重なった非効率構造を改善し、国民生活の質を向上させるための施策の一つとして、「国家競争力強化のための6大情報化課題」を準備した。6大課題を要約すると以下のとおりである。

(1) 行政能率及び国民便益の増進のための生産性の高い政府の具現

まず、政府機構や人員の増加なく民願サービスを改善できるように政府運営に情報化経営の概念を導入することである。

政府は行政及び生産性の向上のために各種情報資料をデータベース化し、政策決定及び行政業務に活用するシステムを構築する計画である。

具体的には2000年まで政府3庁舎、立法府、司法府間の高速行政情報網を構築し、行政文書の電子交換、電子メール、電子決済及び電子報告システムを完備する方針である。

また対国民の民願を一回処理(One-Stop)する方案を準備した。民願人が家からも民願を処理できる「居間民願処理システム」を導入するということである。

97年まで医療保険、国民年金等6部門と住民登録情報網との共同活用体系を構築し、住民登

録の謄・抄本提出による不便を解消するという方案である。また、98年まで自動車関連民願の行政総合情報網を構築することにした。

住民登録証、運転免許証、医療保険証等7種類の機能を統合した「電子住民カード」は98年頃発給する。特に住民登録番号を中心として国民が電子メールを早期に活用できる方案を検討中である。

行政情報化基盤を造成するため2000年まで公務員（事務職）1人当たり1台のパソコン（以下PCと略す）を普及する計画である。まず96～97年で約290億ウォンを投資し、PC3万台を普及、公務員1.7人当たりPC1台ずつに増やすことをめざす。

（2）国家経済力アップのための情報化事業の優先推進

物流情報網の構築を通じた物流費用の節減、企業経営の情報化を通じた生産性の増大等、国家経済力強化のための情報化施策を推進する。

まず2000年までに港湾、道路、鉄道等貨物運送情報の円滑な流れのために「総合物流情報システム」を構築することにした。

このため96年まで280億ウォンを投資する方針であり、また国家地理情報体系（GIS）構築のため96～97年に約1,450億ウォンを投資する。さらに2000年まで「知能型交通システム」を開発するという目標を立てた。この計画では97年までに1,750億ウォンを投資する。

同様に新たに登場している電子商取引であるCALS/EC²⁾等を促進し、立地及び雇用、マーケット情報等企業が必要とする産業関連情報を提供することにした。

97年からCALS/EC試験事業を推進し、中小企業に対する情報化支援を強化することにした。中小企業のCALS導入を支援するため97年まで約530億ウォンを投資する。

（3）産業化がもたらす問題解決で生活の質のアップ

過度な私教育費³⁾の負担を緩和して人材養成等のための教育情報化を推進することにした。また医療情報システム、環境汚染及び災難・災害予防システムを構築し、地域間の格差を解消するための地域情報化を推進することにした。

政府は年間19兆ウォンである私教育費負担を解消するための教育情報化を繰り上げて実施することにした。遅くとも2000年までには小・中・高校の82%の水準まで1校2コンピュータ実習室の準備を完了し、90%の水準まで超高速情報通信網に連結する計画である。

このため96～97年中、小・中・高のPC普及に約3,350億ウォン、97年中にネットワーク環境構築に約470億ウォンを投資することにした。

医療情報化のため98年までに公共保健機関を電算化して通信網を構成することにしており、統合外来診療予約システムの開発、99年までソウル市及び5大広域市、600の医療機関と連結することにした。

96～97年中ソウル地域の100の病院を統合、外来診療システムに受用する方針である。

(4) ソフトウェア・映像産業の育成

ソフトウェア・映像産業を国家戦略的支援から21世紀の主導産業として育成するという課題を定めた。

まず、「ストックオプション制⁴⁾」を導入し、株式購入選択権行使時の所得に対する課税上の特例を認定することで自由な企業活動及び創業活動を誘導する計画である。

コンピュータ新世代の企業群のアイデア及び優秀技術の企業化を促進するため優秀新技术を指定し、新製品開発及び事業化資金を支援する方針である。

また高価ソフトウェアの開発装備の円滑な利用、市場及び技術情報の獲得等を支援するため、97年まで5大都市にソフトウェアの支援センターを設置する。民間主導のマルチメディア産業団地の造成も支援する。労働需給と技術開発を支援するため2000年まで技術開発、標準化等に約1兆9,800億ウォンを投資する。

特に通信、電波・放送、情報、半導体・部品、基礎技術等5大分野10核心技術開発のため、97年まで3,560億ウォンを投資する計画である。また情報通信専門大学院を設立し、プリムス（次世代マルチメディア移動通信）、衛星、携帯通信サービス等新規サービスの導入を急ぐ方針である。

(5) 情報化促進のための制度及び条件整備

超高速情報通信網の構築と健全情報社会の定着のため各種の法令を整備することにした。情報通信に関する標準化等情報社会にふさわしい制度と条件も整備する方針である。

超高速情報通信網事業と関連、応用サービス及び技術開発のための先導試験網事業を推進し、超高速国家網事業のため96～97年まで約1兆590億ウォンを投資する計画である。

超高速公衆網事業は有線網、無線網、衛星網等多様な資源を活用、立体的に構築する。先導試験網事業のため96～97年に約120億ウォンを投資する。

情報化と関連し、来る定期国会⁵⁾で証券取引法等9つの法律を上提して、97年以降20余の関係法令に対する制・改定を検討することにした。電算網の不法侵入、情報の不法流出・破壊等逆機能の防止のための情報保護システムを開発する等情報保護対策を準備することにした。

また情報通信標準を開発して民間の標準化、関連機関を活性化する計画である。

放送と通信の融合の趨勢に対応して地上波放送、衛星放送、総合有線放送等放送と情報通信サービス（注文型ビデオ、電子新聞）等の普及化に準備した制度の改編を推進する計画である。

(6) 統一及び世界化⁶⁾に備えた情報化推進

先端情報・電子戦及び統一に備えた情報化を推進する。現代の先端情報戦と科学戦に備え、予算・施設管理情報の総合体系及び統合の郡守の支援体系等国防CALSを導入する方案を準備することにした。

また南北間の情報通信基盤を強化するため南北間の通信網連係計画を検討し、北朝鮮を考慮した未来志向的な電話番号計画を推進することにした。

また南北の文化財情報及び非武装地帯の動植物情報をデータベース化する方案も推進することを検討中である。

韓国政府はこの他に国内の情報化基盤を世界の情報通信基盤として拡大するための国際海底光ケーブル建設に積極的に参加する計画である。



地下鉄での政府公報処の広告：「世界一流へいく道－あなたの競争武器は何ですか？」左から“約束”、“（ゴミの）分別収集”、“コンピュータ”、“英語会話”とある。

表1 情報化6大課題

課題	細部内容
行政能率、国民便益を高める生産性の高い政府の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・行政資料のデータベース化 ・民願一回処理（ワンストップ）システムの構築 ・電子住民カードの発給 ・2000年まで公務員1人1PC推進
国家経済力を高める情報化事業の優先的推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会間接資本の物流情報システムの構築 ・国家地理情報体系及び知能型交通システムの構築 ・中小企業の電算商取引の支援
産業化がもたらす問題の解決による生活の質のアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高のコンピュータ実習室の準備 ・遠隔診療の拡大 ・環境汚染予報及び災害管理システムの構築 ・地域単位の情報センターの運営
情報通信事業の21世紀主導産業としての育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックオプションの導入で創業支援 ・5大都市にソフトウェア支援センターの設立 ・通信、電波・放送、半導体等集中投資 ・次世代の移動通信の導入
情報化推進のための制度及び条件整備	<ul style="list-style-type: none"> ・超高速情報通信網と先導試験網事業の推進 ・情報保護システムの開発 ・放送、通信を統合する新たな制度の準備
統一と世界化を主導する情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国防に標準電算管理体系の導入 ・非武装地帯の動植物情報のデータベース化 ・南・北の放送中継網の構築 ・アジア太平洋の情報通信基盤主導

第2章 これまでの地方自治の情報化推進

第1節 地方行政の電算化

1 初期の地方行政電算化の推進（70年代後半～80年代前半）

地方行政の電算化は70年代後半から80年代前半に至るまで市・道⁷⁾の行政業務と市・郡・区⁷⁾業務の地方税の賦課・告知の代行処理等市・道を中心に推進されてきた。主な施策を挙げる
と以下のとおりである。

- (1) 70年度後半にソウル市、釜山市、忠清北道の市道庁で試験的に単純反復業務処理
- (2) 80年9月に地方行政電算化の推進規定（内務部⁸⁾訓令）制定
- (3) 82年～84年まで全市道庁で主電算機（外国製）を導入し、土地記録の電算化、定期分の地方税処理及び各種公課金等市郡区の電算業務支援
- (4) 88年～95年まで市道で電算担当官室及び87年には内務部電算指導課の設置

2 国家機関電算網計画による行政電算網事業推進（85年～96年）

(1) 1段階 行政電算網事業計画（87年～91年）

土地記録の電算化を91年までに完了し、土地台帳の全国オンライン発給等を行い、住民登録の電算化を93年までに完了し、住民登録謄抄本の全国オンライン発給及び転入申告1回の民願処理制を実施する。

(2) 2段階 行政電算網事業計画（92年～96年）

大邱南区庁等6市郡区にタイコム⁹⁾を試験的に普及（情報通信部支援）し、国土総合情報システムを構築（地籍課推進）する。



内務部地籍課内にある国土情報センター

(3) 地方行政電算化の本格推進（93年～現在）

地方自治の本格実施を準備して自主的な電算化を整えるようにするために93年に「地方行政の電算化中・長期計画」を樹立した（93年～2001年）。これは、

- ①全市郡区の主電算機の設置、全業務のデータベース構築、地域情報センターとしての育成、
- ②地方行政総合情報網の構築・拡張、
- ③電子文書管理システムの設置及び公務員1人に1PCの普及推進

である。

また、地方行政業務電算開発標準化を制定（94年7月内務部訓令）し、93年から市郡区の電算室設置も230機関中145機関（課26、係119）となった。

(4) 情報化促進基本計画による地域情報化等本格推進（96年～）

情報化促進基本法及び同法施行令施行（96年1月1日施行）により、内務部では地方自治情報化推進分科委員会（電算指導課）と安全管理における同分科委員会を構成（災難管理課）している。

情報化促進基本計画及び施行計画樹立（96年6月、8月情報化推進委員会）において計画期間を1996年～2000年とした。主な内容は電子政府具現等10大課題の選定推進である。内務部としては地域の均衡発展のための地域情報化支援、電子政府の具現のための電子住民カード発給事業、災難・災害に備えた国家安全管理システムの構築等が含まれる。

第2節 地域の情報化

地域の情報化とは自治団体または生活圏の単位でその地域の特性がよく反映された情報管理体系を整えて高度に発達している情報通信網を利用して地域住民に情報サービスを拡大することはもちろん、文化・経済の側面からも相互交流を円滑にするシステムをいう。

90年を前後して韓国の一中央部處の施策に登場し始めた地域の情報化は、当然に地方自治団体が中心となってなされなければならないにもかかわらず、中央計画の消極的な推進で地方自治団体の参加が極めて不十分な実情であった。これまでの中央部處別の推進現況を概略的にみると以下のとおりである。

情報通信部は地方通信庁、韓国通信、韓国情報文化センター等傘下組織を中心として地域の情報通信基盤を確立して地域の情報化の試験事業、地域情報センターの設立等を推進しており、通商産業部は産業技術情報院の主管で科学技術庁の情報流通体制の構築事業を、農林部は農漁村情報化の総合推進計画として農林水産総合情報網を構築して農水産関連の情報利用に力を注いできた。

今までの地域の情報化事業はこれを裏付ける法的な推進根拠がないことから地方単位の総合計画がなく、中央政府レベルの単位計画を各部處が別途傘下地方庁を通じて推進してきた。特に、地方自治団体と緊密な協力がなく中央政府が独力で推進することで地域の特性と住民の情報需要を勘案できず、元来の政策目的に添えれなかつたという非難を受けてきた。

このような問題点を解決するための措置として今回政府からは情報化促進基本法で地域の情報化の推進根拠を明示することにし、同法第5条で「地方自治団体の長は所管事項の情報化推進

「基本計画を樹立」して、同法第11条で「地方自治団体の長は地域社会の特性に適合する地域情報化事業を推進しなければならない」と規定し、同時に「中央政府は地方自治団体の情報化の努力に見合う行政・財政・技術等必要な事項を支援」するよう明示している。

これにより最近、内務部をはじめとする関係部處では情報化促進基本法による地方自治団体が中心となり、地域の情報化を推進するよう推進体系を整備すると同時に地方自治団体の情報化の努力に見合った支援ができるよう制度の整備と施策の樹立に乗り出している。中央政府は国家計画による超高速情報通信網の早期構築、情報通信事業の基盤造成等地域の情報化の条件整備に力を注ぐ一方、地方自治団体が地域の特性に適した地域情報化事業を効率的に推進できるようにした。

第3章 地方自治情報化推進施策

内務部は

- ①地方自治情報化へ行政能率及び競争力を高める、
- ②地域活性化と均衡発展のための地域情報化支援、
- ③対住民情報サービスの高度化、

による住民生活の質の向上に主眼を置いた推進施策を定めた。主な内容は以下のとおりである。

第1節 地方自治情報化促進の条件整備

1 市郡区の情報化基盤の構築

行政の能率性と対住民サービスの向上のために地方行政業務の基礎資料を管理し、住民の生活と直接関連する業務が一番多い市郡区の情報化が至急必要である。

このために市郡区別にまず電算人力5名以上で構成される係単位以上の電算組織を設置し、主電算機と情報通信網を備えた電算室を構築して業務を段階的に電算化し、総合データベースを構築する計画である。

93年から96年まで主電算機を162機間に設置し、地方税情報システム等を運営してきており、97年度には主電算機を34機間以上に追加設置し、これまで内務部で開発した行政総合情報管理、地方予算会計情報システムを本格運営する予定である。

2 地方公務員の情報化教育の強化

情報化関連施策の推進と行政事務の自動化を円滑に推進するために、公務員の情報化教育を多様化、充実化することが必要である。97年度では情報化推進要員に対する専門教育のため韓国情報文化センターと地方大学で委託教育を年2回以上拡大し、地方行政研修院に高級情報処理専門課程¹⁰⁾を新設推進し、各種セミナー、発表会等情報化関連行事に情報化推進要員が積極参加するようにする。

一般公務員のコンピュータ利用教育のため、地方自治団体別に電算研修場にペントティアム¹¹⁾級以上のPCの確保とLAN¹²⁾を設置する等施設を拡充し、公務員に対するアンケート調査を実施、能力別差別化教育を実施する計画であり、関連施策を効率的に推進するため地域情報化推進要員に対する集中教育、地方公務員に対する施策特別講義等を実施する予定である。

3 行政総合情報管理システムの本格運営の推進

行政内部間の情報共同活用はもちろん今後対住民情報サービスを高めるために行政の基礎資料を機関単位でデータベース化して運営しようとする。

96年に開発した地方行政の主要統計・現況等12分野118種のデータベース構築用プログラムを普及し、97年上半期中にイメージ処理ソフトウェアを追加、開発・普及しながら、まず第1段階として電算化環境がよく具備された75地方自治団体を対象にデータベースを構築・試験運営をし、その結果によって第2段階として全地方自治団体にデータベースを構築・試験運営しながら機関間情報の相互交流及び共同活用のための試験運営も平行して推進する予定である。

第3段階として98年以降徐々に全自治団体にシステムを本格運営し対住民情報サービスを実施する。

第2節 情報化促進のための電算開発

1 電子文書管理システムの運営拡大

96年度に内務部で電子文書管理システム運営のために近距離通信網を設置し、端末機（PC）を各係当たり2台以上（350台）を連結し、電子決裁システム、光ファイル、ファックスサーバー等を設置しており、効率的な運営のために部内全職員を対象に総37課程で年766名に電算基本教育、電子決裁利用者教育、ワープロ教育等を実施した。

97年はこれに対する活用を高めようと、端末機を係当たり3台の水準に拡充し、行政総合情報、保存文書、図書目録情報データベースを構築する。そして内務部と市道間電子メールシステムを実現し、総務処の政府高速網と連結し、利用情報を拡大する一方、インターネット接続のための保安対策を準備した後、インターネット等外部網と接続できるように検討する予定である。

2 主電算機による地方税業務の電算化

地方税の脱漏税源防止と業務の能率向上を図るために、地方税業務のプログラムをまず93年から95年6月まで内務部で直接開発・普及しており、96年度では処理速度の向上とシステムの安全のためクライアント・サーバー技法を活用して再開発・普及した。

今年は地方税プログラムの持続的な性能改善及び安定化を推進することはもちろん、地方税資料の関係機関の連携で業務処理手続きを改善し、住民登録資料等関連電算資料を活用して正確に地方税を賦課するようにし、信頼ある税政を実現する。

3 総合土地税の電算運営

90年から土地価格安定のために実施された総合土地税の賦課は、市郡区で資料を管理し、市道を経由して内務部で全国の資料を集め、公示地価を利用した全国の課税標準を算出し、総合課税している。

97年度は公示地価データを利用して正確な土地課税標準算出体系を確立し、住民登録データ等を利用して正確な納税者管理となるようにし、蔚山市の広域市昇格¹³⁾等行政区域変更による課税資料整備を重点的に推進していく計画である。そして四半期毎に滞納者の土地保有状況を地方自治団体に提供するようにし、地方税の滞納徴収を効率的に推進できるように継続支援する。

4 市郡区の主要業務ソフトウェアの拡大普及

内務部では市郡区の行政情報化を促進し、経済的・効率的な方法で支援するため全地方自治団体で共同で活用できるプログラムを開発・普及推進する。これまでに地方予算会計等4業務を開発し、96年下半期に33機関を対象に試験普及し運営してきた。さらに普及運営の実態を分析し、まず地方予算会計を早期に拡大・普及し、民願行政等残りの3業務は補完後、次々と拡大・普及する計画で普及したソフトウェアの早期安定化のために持続的に努力するものである。

そして市道の業務支援団、市郡区の電算要員及び実務担当者を対象に普及プログラムに対する

関連教育を実施し、97年下半期には普及プログラムに対して効率的な維持保守計画を樹立する予定である。

5 地方行政情報化の促進のための研鑽会の開催

地方自治団体の電算公務員の研究風土の造成及び能力育成を図り、情報化のための共同研究と競争的な業務の開発を通じた自治団体の情報化発展のために「地方行政情報化研鑽会」を開催する。

84年から始まった本研鑽会は、97年も14回目で6月中に光州広域市で内務部及び市道の電算関連公務員150余名が参加する中で3日間にわたり、それまで開発した課題及び研究課題を発表し、素養特別講義及び新技術の紹介と地方の情報化発展のための討論等をする計画であり、優秀発表の公務員に対する授賞はもちろん、研究課題は施策に反映し開発課題のプログラムは全国に広げて普及するものである。

第3節 地方行政総合情報網（MOHA-NET¹⁴⁾）の高度化

1 地方行政総合情報網の回線の加速及び性能補強

地方自治団体の情報化促進のために内務部と地方自治団体を連結する「地方行政専用情報高速道路」の役割をする地方行政総合情報網を94年度に構築してこれまで内務部の防災情報システムの全国オンラインの運営、選挙管理委員会の選挙管理業務等で使用してきた。

この情報網の利用量が継続して増加しており、情報環境の変化に伴い地方行政総合情報網の性能の補強が必要となった。これにより内務部と市道間等22回線を56Kbps¹⁵⁾からE1クラス（2Mbps¹⁵⁾）に、市道と市郡区間は9.6Kbpsから64Kbpsに加速し、超高速国家網に転換し、市道、市郡区にネットワーク集中化の装備を設置し、自治団体間LANを接続する計画である。

2 地方行政総合情報網の効率的な運営計画

内務部の中央緊急救助の本部状況室と15市道の消防本部と緊急救助システム電算網を97年上半年にMOHA-NETで接続し、地方自治団体に設置されている不動産及び自動車管理システムの公衆通信網の接続区間をMOHA-NETで上半年中に試験転換した後、下半期中に全国拡大し、地方自治団体の情報通信予算を節減する。

効率的な国家情報化の推進のため地方自治団体と関連する中央部處の電算業務はMOHA-NETを利用するようにし、現在中央選挙管理委員会、海洋部、気象庁等9つの中央部處がMOHA-NETに連結されてシステムを運営しており、97年には環境部、兵務庁、山林庁等が追加接続・運営する計画である。

第4節 標準化を通じた電算支援の共同活用の促進

1 地方行政業務ソフトウェアの標準化の推進

地方自治団体でソフトウェアを開発する時、地方行政業務電算開発標準化規定を遵守し、人的及び予算の浪費等行政の非効率性を防止し、ソフトウェアの高品質化及び共同活用を促進するた

めに、内務部に設置されている「標準化審議団」により年4回程度ソフトウェア開発の設計審議と成果品審議を行う。「標準化審議団」は内務部及び市道の精銳電算要員で構成し、毎年専門教育を実施し、充実した審議となるようする。

2 地方行政電算コード標準化の推進

これは地方自治団体別、業務別に異なって使用されている電算コードを標準化して、全国共同活用と業務間のデータの互換性を確保し、業務の効率性を図るためのものである。

94年から96年までに自治団体で開発した電算プログラムで使用されている地方税の税目、自動車の種類等143項目に対して電算コードを標準化しており、97年度には広報企画、上下水道、民防衛¹⁶⁾、観光分野等を標準化の対象とし、下半期に市道別自己開発審議と内務部標準化審議団による合同審議後、総務処及び関連機関等と協議して地方行政共通標準コードとして確定し、コード集の発刊及び内務部にデータベースを構築して全自治団体でオンラインで周知し、共同使用するようする。

3 「ソフトウェア登録管理システム」活用度の高度化

地方自治団体別に開発されて管理中である地方行政業務の電算プログラムについての情報を内務部の主電算機にデータベースを構築し、情報を共同活用することでプログラムの二重開発防止及び全国共同活用が容易なようにする。

96年6月までにプログラム開発及び試験運営を完了し、全地方自治団体で電算プログラム使用現況を入力して本格運営中にあるが、現在自治団体で使用中の1,460件の電算プログラムの内訳が収録され、全自治団体に情報を提供している。

97年度には同システムを地方自治団体でもう少し効率的に使用するために、登録プログラムの原始プログラム及び使用者の手引書等も登録できるようにする計画である。

4 「標準情報統合管理システム」の開発

効率的な標準化業務の推進支援と標準化関連の情報検索・管理等のために「標準情報統合管理システム」を開発する予定である。本システムは97年1月から9月まで内務部の主電算機を利用して韓国電算網標準、韓国電気通信標準、行政情報体系標準等国家標準情報と電算標準用語情報、ソフトウェア開発業者の現況情報、電算関連法令情報等を情報検索が容易なように、段階別に開発及びデータベース化して全地方自治団体で活用できるようにする計画で、電算標準情報の統合管理で資料管理及び利用の便宜性を図り地方行政情報化を促進するものである。

第5節 行政電算網の改善・変更

1 蔚山市の広域市昇格に伴う行政電算網システムの変更

蔚山市の広域市昇格により、慶尚南道庁で運営する各行政電算網（住民登録、不動産、自動車管理）システムを変更、蔚山市に別途システムを構築推進し、広域市昇格と同時に民願サービスを可能にする予定である。

このため電算室の構築と韓国産主電算機I（トロント）4台確保、通信網の変更、データベ

ースの構築及び運用ソフトウェアの変更、各種コードの変更等を推進するため関係機関合同で推進する予定である。

2 行政電算網の改善・整備の推進検討

第1次行政電算網事業で市道で運営中である住民登録、不動産、自動車管理システムを民願の主体である市郡区に移転し、国産主電算機Ⅲを利用した統合システムとして設置、システム間の情報共同活用を容易にし、各種民願処理及び行政の能率化を図ろうとする。

このため内務部、情報通信部、建設交通部等関連部局間の実務推進班を構成し、現在韓国電算院で細部推進計画を樹立している。

この計画により、4月以前に情報化推進委員会で審議・議決して国費予算を確保する等、本格推進を検討している。

第6節 地域均衡発展のための地域情報化の支援

1 地域情報化推進の背景

80年代末から情報通信部等各中央部局で地域経済の均衡発展と地域住民の生活の質の向上のために地域情報化を推進してきた。

96年に情報化促進基本計画と施行計画が情報化推進委員会で審議・確定されて地方自治団体で本格的に地域情報化を推進できるようにした。

2 地域情報化基本計画の樹立指針の開発普及

97年上半期中に国家情報化戦略と連携して、地域の特性に合う情報を住民に適時に提供できる地域情報化基本計画樹立のための指針をまず開発・普及し、これにより97年から広域自治団体別に関係機関団体、学界、専門家の参加による地域情報化基本計画を樹立する予定であり、基礎自治団体は98年から市・道基本計画と連携して基礎自治団体の計画を樹立する。

3 地域情報化推進体制の準備

地方自治団体が地域情報化の推進の中心となるように関係機関・団体長、民間専門家等で自治団体別に地域情報化促進協議会を構成し、市道の地域電算本部を地域情報化本部として改編して地域情報化促進協議会の事務局の役割を遂行するように地域情報化推進の関連条例、規定等の制度を優先的に整備する計画である。

4 地域総合情報センターの設立推進

住民・企業等民間部門の情報需要の増加による地域情報の体系的管理、情報の需要者と供給者間の連係、各種の公共情報サービスの統合・調整・分配機能を担当する地域単位の総合情報センターの設立が必要である。

まず第1段階として97年から市道別の地域実情による民・官が共同参加できる方式を導入し、広域総合情報センターの構築を推進して、98年から基礎自治団体または生活圏の中心として地域総合情報センターを設置する計画である。

5 地域情報化の試験事業支援

以上の地域情報化関連事業を成功裡に推進するために、農漁村、都市、観光地域等の地域特性に合う地域情報システムのモデルを試験的に開発推進する。

97年では地域経済の基盤施設の情報化分野、住民サービスの改善と関連した情報化分野、地方行政の情報化分野等自治団体別に試験事業課題を公募して地域情報化の審査委員会で審査・選定して、選定された課題は「情報化促進基金」（2頁参照）で総事業費の70%を支援する計画である。

第7節 国家情報化関連事業計画

1 電子住民登録カードの発給計画

国民の便宜と行政の効率性を高めるため、国民に運転免許証、医療保険証、国民年金証を含んだ電子住民カードを発給する計画である。今まで京畿道果川市で試験事業を推進し、発給センターで運営するための設備と邑面洞¹⁷⁾の画像入力システムを導入した。

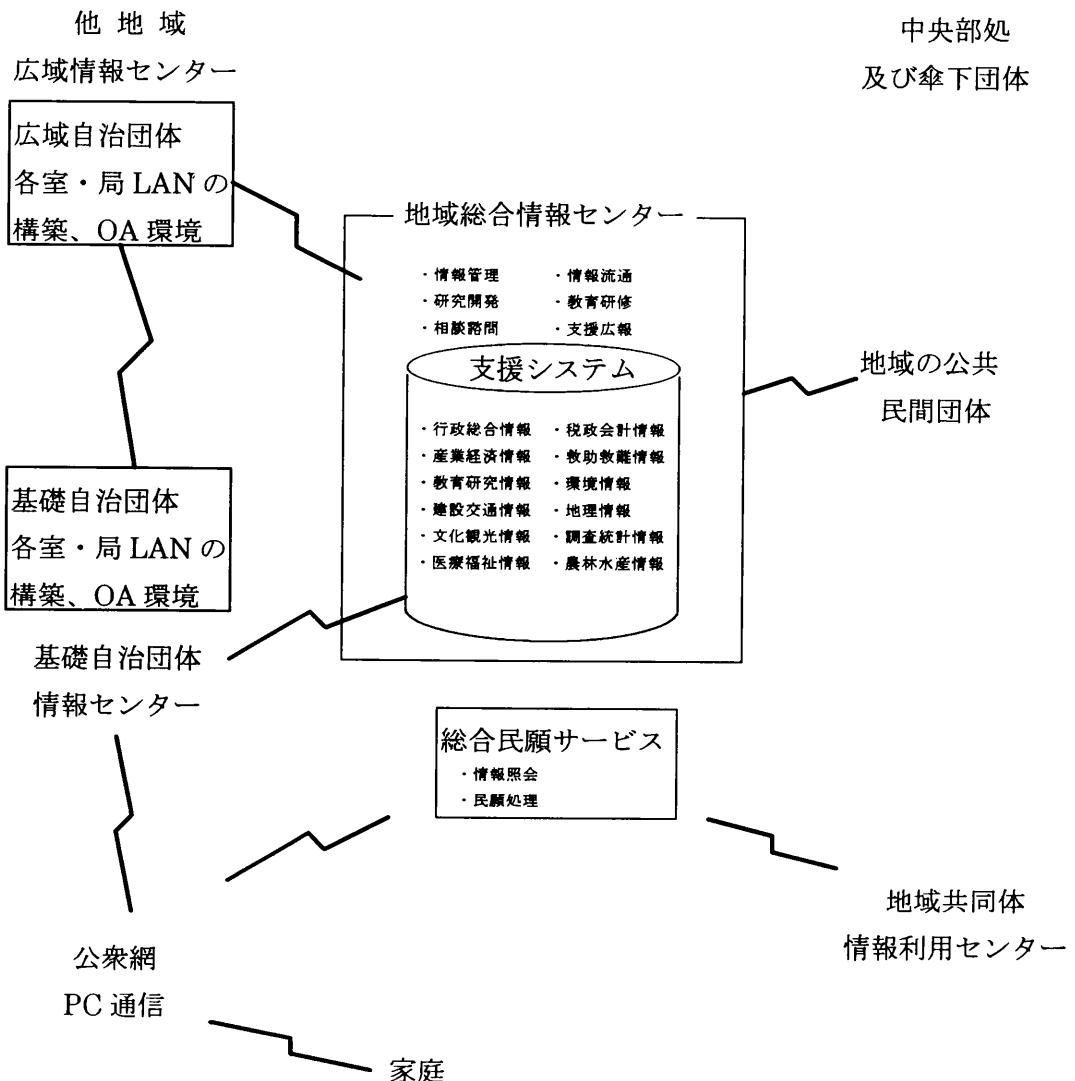
97年度には必要なソフトウェアを開発して発給センターに主電算機を設置、資料を構築して邑面洞等の関係機関のオンラインで連結する計画であり、住民登録法、道路交通法等の関係法令を改正し、98年までに17歳以上の国民にカードを発給し、99年から実用化する計画である。

2 国家安全管理情報システムの構築計画

地震、気象災害、火災、ガス爆発、施設崩壊等の災害、災難、消防に対する予防、状況管理、復旧等の関連全分野の一貫性のある迅速な業務推進のために国家安全管理情報システムの構築が至急である。

96年度から中央及び試験地域の安全管理センターの運用のためのソフトウェアを試験開発し、災難・災害関連業務の情報化及び構築された機能別システムと連係するように推進中である。97年末まで中央安全管理センターとソウル市、京畿道、全羅北道、慶尚北道に試験地域安全管理センターを構築して、保険福祉部、建設交通部等既に構築された機能別システムと通信網を連結する計画である。今後2000年までに3段階で中央及び全市道の地域に安全管理センターを設置して全関係機関に機能別システムを構築し、情報共有体系を構築する予定である。

<地域総合情報センターのシステム構成図>



第4章 広域自治団体の情報化推進－ソウル市を例に－

1394年、太祖李成桂がソウルを首都に定めて以来、ソウルは韓国の中心となって発展してきた。‘漢江の奇蹟’と呼ばれる経済成長、国力の伸長とともに目覚しい発展を遂げたソウル市は人口10,544千人（全人口の23%）、面積605.36km²（全国土の0.6%）を持つ韓国の文化・芸術・教育の中心地でもある。



ソウル市庁本館

第1節 市政情報化の現況（96年3月）

1 電算設備

(1) 主電算機（31台）

全国行政網用：21台（住民登録管理13、自動車管理6、土地管理2）

ソウル市電算網用：10台（地方税・人事管理等6、消防及び交通放送管理等4）

(2) 端末機（5,258台）

全国網4,697台、自体網535台、防災網26台

(3) 通信回線（1,403回線）

全国網1,253回線、自己網119回線、防災網31回線

(4) PC（9,910台〔職員3.2人当たり1台〕）

本庁・事業所：1,650台（4.7人当たり1台）

区 庁：8,260台（2.8人当たり1台）

2 電算化業務

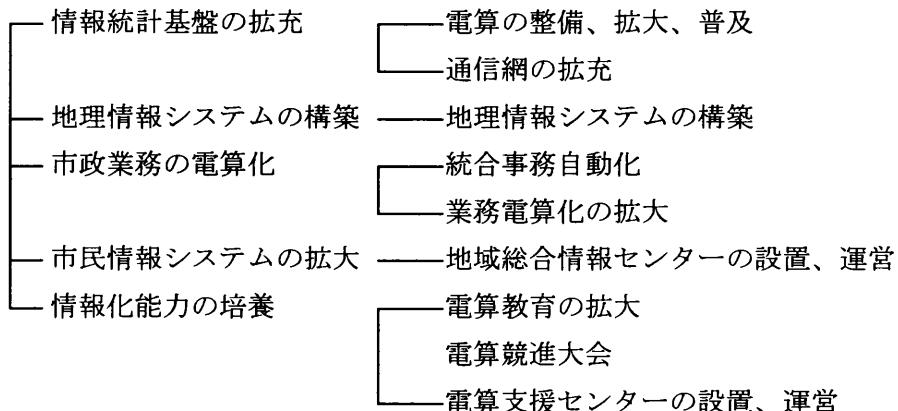
- (1) 全国行政網：3種（住民登録、自動車管理、土地管理）
- (2) ソウル市電算網：42種（地方税管理15、車両管理8、消防関連業務6、一般行政支援13）

第2節 市政情報化の推進

1 目標

- ①市政の生産性を高めるために電算化基盤助成に必要な総合情報通信網を構築して各種電算機器の拡充及び職員の電算能力を培養する。
- ②市民生活便益の極大化のための公共情報サービスの持続的拡大提供に力を注ぐ。
- ③先端情報化都市の建設のために地理情報システム（GIS）等都市行政電算化を画期的に推進する。

2 施策体系



3 段階別推進

第1段階（96年～98年）－情報化基盤の構築

- ・GIS 試験事業の着手及び拡大
- ・LAN の構築及び電子決裁システムの導入
- ・業務電算化の開発持続推進

第2段階（99年～2001年）－情報化の拡大と推進

- ・地下施設物管理等 GIS 構築完了（2001年）
- ・市全機関通信網連結 WAN 構築及び統合事務自動化の実現
- ・個人用コンピュータ1人1台の普及完了
- ・公共情報データベース構築拡大

第3段階（2002年～2010年）－市政総合情報システムの完成

- ・GISと公共情報を連携する市政総合情報システムの構築完了
- ・公共情報サービスの提供分野の拡大による情報通信利用の活性化
- ・統合事務の自動化の完成による紙のいらない行政環境の造成

4 施策概要

- ソウル市の重点推進事業は、
- ①情報通信基盤の拡充事業、
 - ②地理情報システム（GIS）の構築事業、
 - ③市民情報サービスの拡大、
 - ④市政業務の電算化、
 - ⑤情報化能力の育成

である。内容は以下のとおりである。

（1）情報通信基盤の拡充

ア 電算設備の拡大普及

個人用コンピュータ（PC）を2000年まで31,000台普及し、1人1台水準で普及率を高め、ソウル市庁の大単位の業務処理及び自治区業務の電算化のための主電算機導入等電算機器を普及する。

普及目標

95年	96年	97年	2000年
9,910台 (3.2人当たり 1台)	12,600台 (2.5人当たり 1台)	21,500台 (1.4人当たり 1台)	31,000台 (1人当たり1台)

イ 情報通信網の拡充

電算化基盤の造成のため97年まで市政の各部署間の近距離通信網（LAN）を構築、2001年までは国家超高速通信網を活用して市・区間の広域通信網（WAN）を形成し、インターネットを連係、主要外国都市と情報交流することで国際都市建設のための基盤を構築する。

段階別推進計画

1段階（96年）	2段階（97年）	3段階（98年）
本庁内 LAN の構築	本部・事業所の建物内に LAN の構築及び本庁と接続する WAN の構築	本庁・区庁等全機関を連結する WAN の構築

（2）地理情報システム（GIS）の構築

市政の生産性を高めて各種都市施設の効率的な管理で安全で快適な都市機能を維持するため96年から2001年まで地理情報システム構築事業を推進する。

ソウル市全域についての基本図を電算化し、これと連係して道路、建物、上・下水道等各種施

設の図面情報と属性情報に関する総合データベースを構築する。また、これを実際に活用するために電算機器及びソフトウェアを導入し、分野別応用システムを開発する。

(4) 市政業務の電算化

近距離通信網及び広域通信網の構築で文書の生産、決裁、流通、保管及び各種行政情報の共有活用等市政業務の電算自動化で生産性を極大化する。（統合事務自動化の実現）

行政情報のデータベース化、電算化の対象業務の持続的な発掘及び電算化推進に力を注ぐ。市政業務を対象として電算化の妥当性を分析し、単純業務は自己開発し、高難度業務はサービス開発する。まず96年度では地方税総合情報管理、都市防災管理、災難救急・救助管理、産業経済情報、上・下水道料金課徴業務等を電算化する。（資料編参照）

(5) 市民情報サービスの拡大

地域発展の求心体である自治区の住民に良質の情報を隨時に豊かに提供することで生活の質を向上させる。98年までに自治区別に地域情報センターを設置し、市政情報センターと連係、市政及び区政情報及び各種生活情報を提供し住民の意見を集め、区政発展に寄与しようとする。



ソウル市のOA民願室ではインターネットと接続されており、ソウル市のホームページを見ることができる。（<http://www.metro.seoul.kr>）

(5) 情報化能力の育成

情報化社会に対処できる公務員の電算運営能力を育成し、コンピュータ利用の活性化で行政の生産性と透明性を確保する。市の全公務員を対象に電算教育の義務履修を目標に電子計算所等専門教育機関で多様で新たな教育課程を編成実施する。電算を利用して業務効率の増進を図ろうと毎年2回市職員電算競進大会を通して優秀電算プログラムを発掘・普及し、電算実技能力を育成する。電算関連教育、相談、支援を遂行し、統合事務自動化の支援のため常設の「電算支援センター」を市庁内に設置・運用する。

おわりに

95年8月に公布された情報化促進基本法によって、現在すべての地方自治団体は地域の情報化事業を積極的推進している。ここでは紹介できなかつたが、基礎自治団体レベル（市郡区）においても広域自治団体（市道）と歩調を合わせながら、地域の情報化に取り組んでいる。また本文中でも述べた「地域情報化基本計画」については市道、市郡区とも今後計画を樹立することになっており注目していきたい。

近年話題になっているインターネットについては、韓国の自治体もホームページを開設する等、日本と同様に“開かれた行政”を目指して積極的に取り組んでいる。内務部においても把握に努めているが、情報化の急速な広がりで正確な数が分からぬ状況である。

また個人情報保護制度については本文では触れていないが、94年1月7日に「公共機関の個人情報保護に関する法律」が制定され、釜山市等では「個人情報保護制度の運営細部指針」等を定めて運営しているところである。この点についても情報化の広がりとともに今後大きな論点となると思われる。

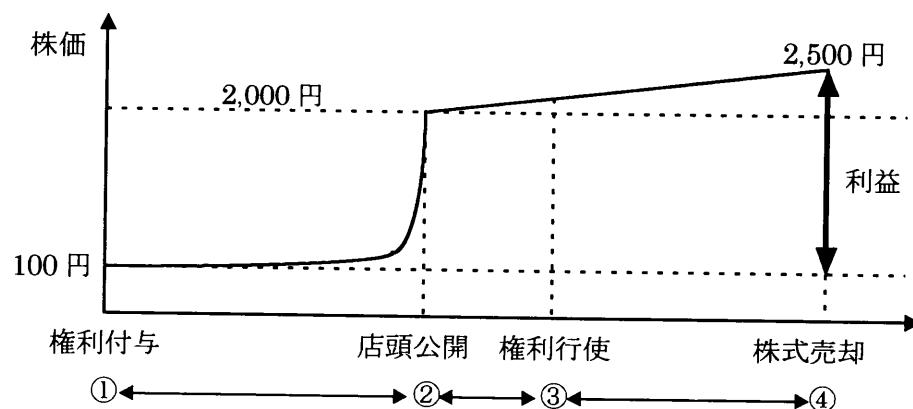
用語解説

1) 民願：「民願人が行政機関に対し、処分等、特定の行為を要求する行為」をいい、
①許認可、免許、特許、承認、指定、認定、推薦、試験、検査、検定等の申請、
②台帳等への登録、登載または申請、
③特定の事実または法律関係に関する確認または証明の申請、
④法令、制度、手続等の行政業務に対する質疑、相談を通じた説明や解説の要求、
⑤行政制度や運営の改善に関する意見の建議、
⑥その他行政機関に対し特定の行為を要求する事項、
等が全て含まれる。

2) CALS/EC:Commerce at Light Speed/Electronic Commerce の略。光速の電子商取引のこと。

3) 私教育費：子女の塾や習い事にかかる費用のこと。

4) ストックオプション制：「ストックオプション」とは、その役員、従業員が一定数の会社の株式を一定期間に一定の価格で購入できる権利のことをいう。ストックオプションを有する者は、株式の買取り価格よりも株価が高い場合に、ストックオプション行使して株式を買い取った後、それを第三者に売却することにより、キャピタルゲイン（有価証券譲渡益）を得ることができる。



①一定期間内に 100 円で株式を購入する権利を従業員に付与

【企業努力により株価上昇】

②株式の店頭公開

【公開に伴い株価急上昇】

③当該従業員等が一株 100 円で購入

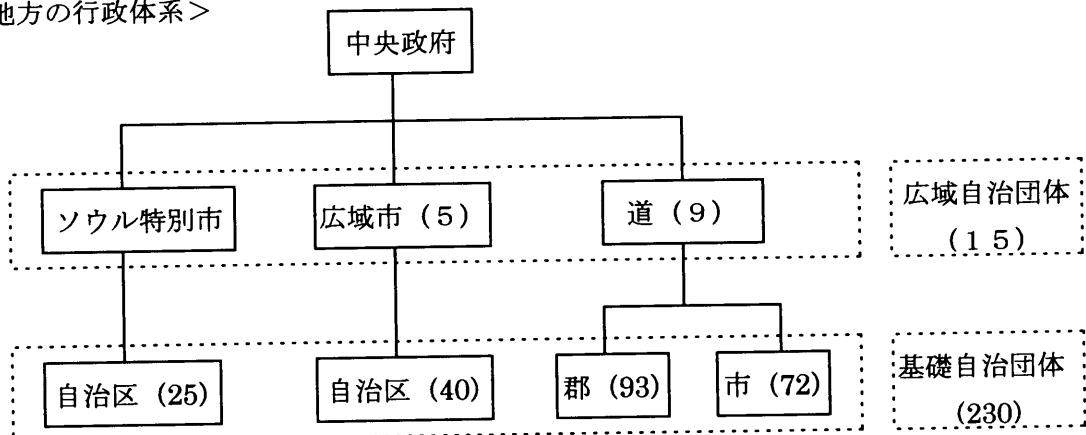
④株式売却により一株当たり $(2,500 \text{ 円} - 100 \text{ 円}) = 2,400 \text{ 円}$ の利益が発生

5) 定期国会：韓国の定期国会は9月第2週目の火曜日から120日間開かれる。

6) 世界化：1995年1月6日、金泳三大統領は年頭記者会見で「世界化」を掲げ、これに伴う国政運営のテーマとして、政府の競争力アップ、地方時代の開幕、経済の競争力アップ、国民生活の安全と質の向上、南北間の和解と協力に向けた進展、世界化外交の推進の6項目を挙げた。

7) 市・道、市・郡・区：韓国の地方自治体は「広域自治団体」と「基礎自治団体」の二層構造で、各業務概要は地方自治法で規定されている（同法第10条）。それによると広域自治団体は「広域的・統一的事務、国家との連絡・調整事務、基礎自治団体での処理が困難な事務等」とされ、現在の1特別市（ソウル）、5広域市（釜山、大邱、仁川、光州、大田）、9道（京畿、江原、忠清南・北、全羅南・北、慶尚南・北、济州）を指す。また基礎自治団体（日本の市町村に該当）は「広域自治団体が処理する以外の事務」と規定されている。現在、72市、93郡、65区ある（96年3月1日現在）。

<地方の行政体系>



8) 内務部：日本の内務省に相当

9) タイコム：韓国産の主電算機

10) 高級情報処理専門課程：地方公務員7級以上の50名（情報処理者資格証所持者）を対象にネットワーク設計技法、インターネット活用等の最新の高級技術の習得を目的に97年度新設された。97年度の教育時期は10月6日～17日（2週間）である。

11) ペンティアム：パソコンの頭脳となる中央演算処理装置（CPU）で米国インテル社製の名称。現在、パソコン機器では最上位機種に組み込まれている。

12) LAN : Local area network の略。企業内情報通信網と訳す。工場やオフィスに分散配置されたコンピューター、ワークステーション、端末装置等を接続して、データ伝送を行い、企業内の情報通信の情報化・システム化を図るもの。

1 3) 蔚山市の広域市昇格 : 9 6 年 1 2 月に国会で蔚山広域市設置等に関する法律が通過したことに伴い慶尚南道蔚山市が 9 7 年 7 月 1 5 日に広域市に昇格となった。

1 4) MOHA-NET : Ministry of Home Affairs-Network の略。「地方行政総合情報網」のこと。電算網を通じて中央と地方の迅速なデータの共有と共同活用体制を構築するために 9 4 年 6 月に開通した。(システム構成図は資料編参照)

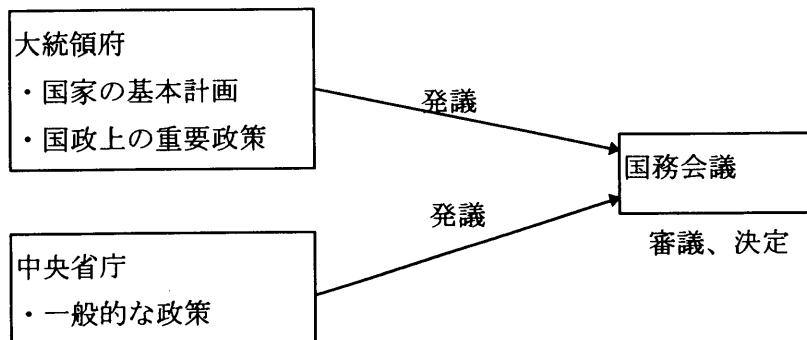
1 5) Kbps、Mbps : 1 秒間に伝送できるデータ量の単位。1 Kbps とは 1 秒間に 1, 0 2 4 バイト(半角英数字 1, 0 2 4 文字分の情報)を伝送することをいう。1 Mbps は 1, 0 2 4 Kbps。

1 6) 民防衛 : 民防衛とは外敵の侵攻による非常事態や様々な災害が発生した際に備えることをいう。民防衛訓練には民防空訓練、防災訓練、民防衛隊員の非常召集訓練、夜間燈火管制訓練、非常施設の点検・整備がある。民防空訓練には 1 5 分間程度の住民退避及び交通統制が行われる。

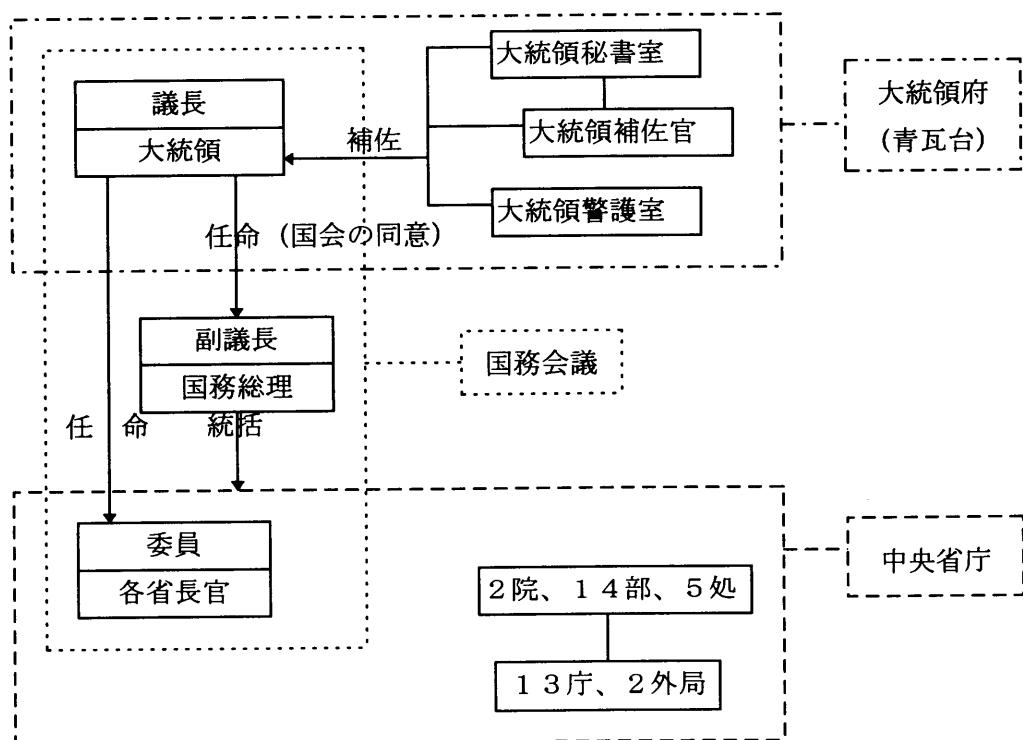
1 7) 邑面洞 : 市郡区の下部行政単位。

資料編

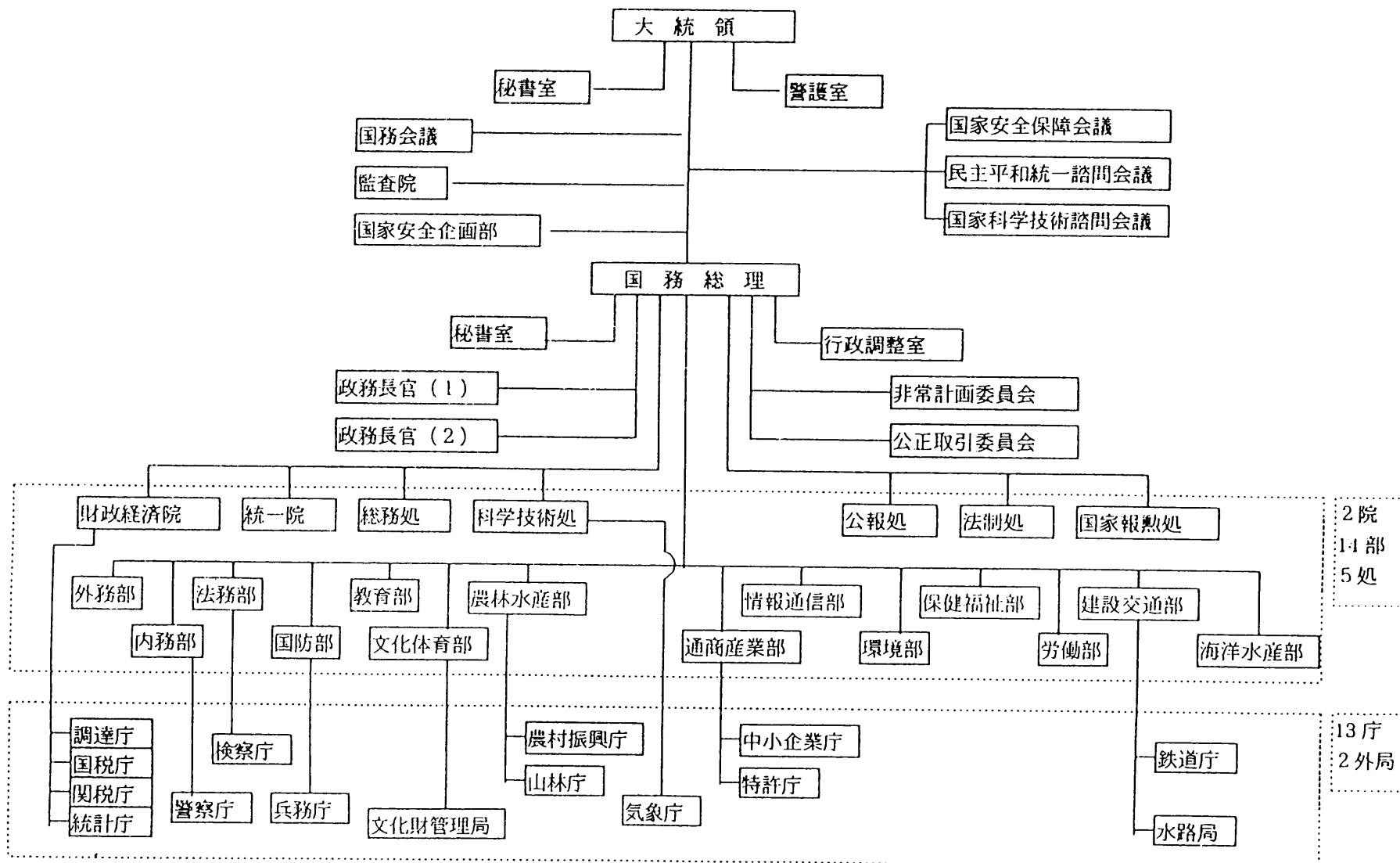
<政策決定のプロセス>



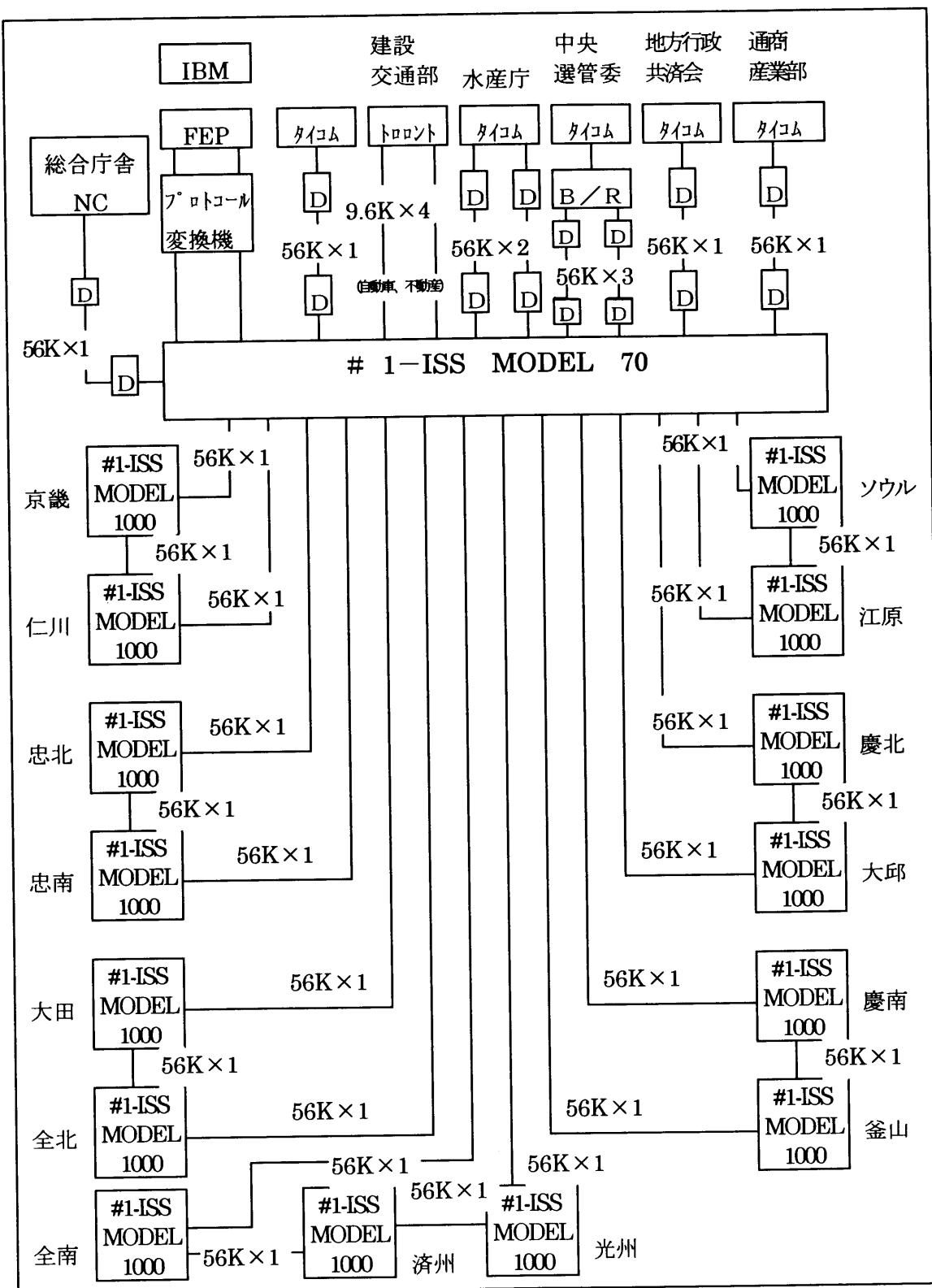
<行政府の構造>



韓国の行政機構（96年末）



内務部地方行政総合情報網 (MOHA-NET) 拡張構成図



主電算機の設置現況

(96.12.31.現在) (単位:台)

市・道	総 計	一般業務用		行政電算網用				市・道一般業務用 主電算機器内訳
		市・道	市・郡・区	小計	住民	土地	自動車	
計	356	37	162	157	81	39	37	
内務部	15	5		10	運用5	運用1		IBM9121, タイコム(3), DTC4000
					開発3	開発1		
地方	341	32	162	147	73	37	37	タイコム(16), 他(16)
ソウル	56	10	25	21	13	2	6	MV(2), IBM(1), タイコム(5), 他(2)
釜山	29	2	16	11	6	2	3	UNISYS, タイコム
大邱	15	1	7	7	4	1	2	タイコム
仁川	14	1	7	6	3	1	2	タイコム
光州	9	4	1	4	2	1	1	IBM(2), W/S(2)
大田	8	1	3	4	2	1	1	タイコム
京畿	47	1	27	19	9	5	5	タイコム
江原	27	1	18	8	4	2	2	タイコム
忠北	17	2	8	7	3	2	2	タイコム, W/S
忠南	16	1	6	9	4	3	2	IBM
全北	17	1	7	9	4	3	2	タイコム
全南	22	2	9	11	5	4	2	UNISYS, W/S
慶北	22	2	8	12	6	4	2	タイコム, IBM
慶南	33	1	16	16	7	5	4	タイコム
済州	9	2	4	3	1	1	1	タイコム, IBM

※行政電算網用は韓国産主電算機 I (トロント) 設置

※一般業務用市・郡・区のシステムは韓国産主電算機 II (タイコム) またはIII設置

パソコン (PC) の普及現況

(96.12.31.現在) (単位:台)

市道	合計	行政網用				小計	一般業務用				教育用	その他			
		小計	住民	土地	自動車		市道		市郡	邑面					
							本庁	事業							
合計	112,595	23,904	21,205	1,442	1,257	78,048	7,684	5,630	44,007	20,727	8,341	2,302			
内務部	490	7	5	2		483	483								
小計	112,105	23,897	21,200	1,440	1,257	77,565	7,201	5,630	44,007	20,727	8,341	2,302			
ソウル	21,093	4,270	3,820	126	324	15,272	1,181	1,828	8,695	3,568	846	705			
釜山	6,870	1,830	1,636	115	79	4,346	624	349	2,336	1,037	622	72			
大邱	3,769	871	760	60	51	2,426	514	177	1,135	600	367	105			
仁川	5,766	1,094	919	118	57	3,122	300	699	1,519	604	1,187	363			
光州	2,523	756	660	64	32	1,683	319	425	602	337	84				
大田	2,367	466	398	27	41	1,623	241	231	848	303	213	65			
京畿	16,903	3,775	3,494	130	151	11,825	492	516	7,845	2,972	1,303				
江原	7,535	1,297	1,170	73	54	5,705	632	184	3,435	1,454	368	165			
忠北	5,254	949	829	67	53	3,949	508	159	2,111	1,171	316	40			
忠南	5,164	1,211	1,041	123	47	3,550	419	110	1,913	1,108	403				
全北	6,076	1,396	1,244	83	69	4,013	402	134	2,082	1,395	337	330			
全南	7,346	1,611	1,411	116	84	4,697	296	171	2,932	1,298	584	454			
慶北	10,103	1,706	1,516	120	70	7,851	512	306	4,440	2,593	546				
慶南	9,844	2,381	2,060	197	124	6,466	556	256	3,528	2,126	994	3			
済州	1,492	284	242	21	21	1,037	205	85	586	161	171				

ソウル市政の業務電算化事業

■都市防災体系の強化（5種）

業務名	業務概要	主管課	推進期間	備考(96年予算)
災難救助情報システム	119申告受付・出動司令・情報支援・状況管理など司令体系の自動化 一本部及び2区（鍾路、中区）模範	消防本部	95~98年	ハード導入及びソフト開発-39億
地理情報システム構築	ソウル市基本図、施設物図及び属性情報のデータベース構築と応用システムの開発 -第1段階：1区模範事業 (数値基本図作成)	道路管理課	96~2001年	ハード及びソフト購入、データ入力-13億
災難現場映像情報システム	防災状況室の映像情報システム構築 -第1段階：マルチビジョン及び地図情報	災難管理課	96~98年	ハード及びソフト購入、データ入力-7.38億
災害危険施設物電算管理	都市防災電算網総合管理 -災害危険道路施設物データベース構築・管理	災難管理課	96~98年	ソフト自己開発 ハード購入-1.5億
ガス配管網電算管理	ガス配管網電算管理システムの構築 -配管網図及び属性データベースの構築	燃料課	96~98年	ソフト開発・データベース構築-5都市ガス会社 GIS事業連係

■市民とともに開かれた市政（7種）

業務名	業務概要	主管課	推進期間	備考(96年予算)
電子世論広場開発運営	PC通信に電子世論広場を開発して市政広報及び市民世論集約 -お知らせ広場、希望広場、討論広場など運営	広報担当官	96年	ハード及びソフト開発、データ入力-1.3億 LAN構築活用
ソウル市海外広報網の構築	インターネット活用、全世界へ市政広報	広報担当官	96年	ハード及びソフト開発、データ入力-1.6億 LAN構築活用
民願案内システム	市政総合情報公共データベースの構築 PC通信を通じて在宅の市民に情報提供	市民課	95~96年	ハード及びソフト開発、データ入力-0.3億 LAN構築活用
主要都市間情報網の構築	インターネット活用、主要都市の情報交流 -姉妹都市など都市情報及びデータ交換	国際交流課	96~98年	海外広報網事業連係

ボランティアの体系的管理	ボランティアセンターのボランティア及びボランティア団体間連係業務の電算化 －情報収集、データベース構築及びボランティアの事後管理	社会振興課	96年	自治区の電算システムと共同活用
税務 EDI	税務 EDI 網の PC を通して租税自発申告、税額自動計算、自動口座移し替え納付など電算処理	税務運営課	96年	政府主管事業 自治区主電算機活用 96年7月施行
ソウル産業経済情報通信網構築	ソウル市産業情報データベース構築及び網の連係後、中小企業などに情報提供	経済振興課	96~98年	96年基本計画樹立

■効率的な自治行政（17種）

業務名	業務概要	主管課	推進期間	備考(96年予算)
市政主要行政データ管理	市政統計及び主要行政情報データベースの構築関連部署の活用及び市民に提供	電算情報担当官	96~97年	電子計算所開発 LAN構築活用
議政活動資料管理	各種会議録及び議員要求資料などのデータベースを構築、オンライン活用	市議会議案担当官	96.3~12	電子計算所開発 LAN構築活用
都市行政資料室の設置運営	資料室保有資料のデータベース構築 通信網を通じて各室・課に情報提供	市政開発担当官	96年	ソフト購入及びデータ入力-0.5億 LAN構築活用
放送モニター電算化	市政に関する放送モニターのデータベース化 通信網を通じて関連室・課に情報提供	広報担当官	96年	LAN構築活用
監査行政の電算化	監査指摘及び措置事項の管理	監査担当官	96~97年	既存プログラム補完 LAN構築活用
地方税総合情報管理	「市一区一洞」を連結して広域電算網構築 地方税賦課・収納・滞納データベース構築 地方税民願の居住地無関係サービス	税務運営課	96.1~97.12	電子計算所開発 自治区連係活用
上・下水道課徴業務管理	上水道本部、事業所管電算網の構築 上・下水道料金調整・収納・滞納管理	上水道事業本部	96.1~12	電子計算所開発
施設保護の児童管理	青少年課、児童相談所間の電算網の構築 要保護児童の発生、措置事項及び収容児童の管理	青少年課	96.1~5	電子計算所開発

排気ガス排出車両管理	電子計算所、環境計画課間の電算網構築 遠隔測定・摘発車両・車籍照会のデータベース構築 行政処分及び統計管理	環境計画課	96.7~12	電子計算所開発
宅地超過負担金管理	宅地所有の超過負担金の賦課・収納・滞納事項の管理	地籍課	96.6~12	電子計算所開発
工事管理台帳管理	主要工事管理台帳の記載事項をデータ入力、工事概要進度の把握及び関連データの活用	建設安全管理本部	96.4~9	電子計算所開発 継続事業
衛生業者の図面管理	衛生業者現況と業者図面（位置）を連係、衛生業者の許可証の発給など民願業務のオンライン処理	保健衛生課	96.2~7	電子計算所開発
病院業務総合電算化	医師の処方伝達自動化など導入	医薬課（ボラメ病院）	96年	ハード購入、ソフト開発－6.9億
総合運動場運営の電算化	チケット販売及び会員管理、料金清算	体育施設管理事業所	96年	ハード購入、ソフト開発－2.1億
上水道資材管理の電算化	資材需給計画、購入、受払い管理及び在庫資材管理	上水道事業本部	96年	ソフト開発－0.6~1.3億
建設機械重機操縦者免許証管理	建設機械の重機操縦者免許証の新規取得及び更新など電算管理	電算行政課	96年	建設行政課自己開発 自治区活用可能業務
バス路線管理電算化	バス路線管理の電算化でバス会社及び自治区と連係活用	バス改善推進班	96年	バス会社でサービス開発市及び自治区連係活用

参考文献・参考資料

- 1 「1996国家情報化白書」韓国電算院、1996.6
- 2 「自治行政」第106号、(社)地方行政研究所、1997.1、46-55頁
- 3 「1997年地方自治情報化推進施策」内務部電算指導課、1997.1
- 4 「'96地方行政主要統計」内務部
- 5 「内務部」内務部、1995
- 6 「市政運営3年間計画（市政運営改善－市政情報化推進）」ソウル市電算情報担当官、1996
- 7 「'96市政電算化推進計画」ソウル特別市、1996.3
- 8 「民願処理制度」クレアレポート第129号、1997.1
- 9 「大韓民国地方行財政の概要」クレアレポート第93号、1994.12
- 10 「大韓民国の地方選挙について」クレアレポート第103号、1995.6
- 11 毎日経済新聞、1996.10.15
- 12 朝鮮日報、1996.10.15
- 13 每日経済新聞、1996.11.28
- 14 「諸外国の行政組織の現状と行政改革の動向（II）」行政改革会議事務局、1997.2.19
- 15 「個人情報保護制度の運営細部指針」釜山広域市
- 16 「韓国のすべて」大韓民国・海外公報館
- 17 「ソウル 大韓民国」ソウル特別市
- 18 「イミダス'95」集英社、1995.1
- 19 「月例業務報告」クレアソウル、1995.1

CLAIR REPORT既刊分のご案内

NO	タイトル	発刊日
第 156 号	韓国における地方自治の情報化	1998/2/20
第 155 号	アメリカの救急制度と航空救急	1998/2/6
第 154 号	ソウル市の交通総合対策	1997/12/10
第 153 号	アメリカにおける自然保護政策	1997/12/5
第 152 号	スポーツ施設と地域政策	1997/11/28
第 151 号	カリフォルニア州サンゼルス・カンティ レイクウッド市（米国地方自治の現場IV）	1997/11/28
第 150 号	チェコの地方自治	1997/11/20
第 149 号	韓国の市・郡統合問題	1997/10/30
第 148 号	アメリカの福祉改革	1997/10/15
第 147 号	韓国 仁川国際空港建設計画について	1997/8/25
第 146 号	オーストラリアの公務員制度概説（2）（地方自治体）	1997/6/20
第 145 号	オーストラリアの公務員制度概説（1）（州政府）	1997/6/20
第 144 号	英国の文化政策	1997/5/20
第 143 号	米国社会と移民政策の現状	1997/5/15
第 142 号	英国の 1996 年統一地方選挙	1997/4/30
第 141 号	米国の公教育改革とチャータースクール - 公教育の選択・分権・民営化	1997/3/31
第 140 号	デンマークの地方行財政制度 - 地方分権を支える税財制度の概要 -	1997/3/24
第 139 号	1996 年米国大統領選挙	1997/3/24
第 138 号	シンガポールの教育制度	1997/3/17
第 137 号	グレーター・モントリオール地域の現状と再編成試案	1997/3/17
第 136 号	日韓修学旅行の現状と今後の展望について	1997/2/28
第 135 号	ドイツにおける外国人政策をめぐる諸問題	1997/2/28
第 134 号	アメリカの交通体系と土地利用計画	1997/2/14
第 133 号	オランダにおける移民労働者等統合化政策	1997/1/31
第 132 号	韓国の住民登録制度について	1997/1/31
第 131 号	シンガポールの行政機構 - 運輸・通信行政を中心に -	1997/1/31
第 130 号	オーストラリアにおけるボランティア活動の現状	1997/1/31
第 129 号	民願事務処理制度	1997/1/16
第 128 号	英国の国家予算と地方団体 - 構造と編成過程、1996年度予算案の概要 -	1996/12/25
第 127 号	韓国地方公務員の人事制度について	1996/12/25
第 126 号	英国（イングランド）の継続的成人教育	1996/12/24

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧下さい